

青森県報

号外第六十一号

令和三年
六月三十日
(水曜日)

目次

公 告

○令和二年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況の公表……………(環境保全課) ……一

公 告

令和二年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況の公表

青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(平成十四年十二月青森県条例第七十九号)第十一条の規定により、令和二年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況を次のとおり公表する。

令和三年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 協議の件数
 - 1 事前協議 六百六十四件
 - 2 協議内容の変更の協議 三十五件
- 二 県外産業廃棄物の種類及び量

種 類	量
燃え殻	九、〇二八トン

汚泥	四一、一二五トン
廃油	五八二トン
廃酸	一、四四〇トン
廃アルカリ	二、〇五三トン
廃プラスチック類	九、一〇五トン
紙くず	〇トン
木くず	七、〇七六トン
繊維くず	二トン
動植物性残さ(食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物をいう。以下同じ。)	一、五八〇トン
と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物	九一六トン
金属くず	二三五トン
ガラスくず等(ガラスくず、コンクリートくず(工作物及び陶磁器くずをいう。以下同じ。))	五七七トン
鉱さい	一一、四三八トン
がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物をいう。以下同じ。)	九、二七九トン
動物のふん尿(畜産農業に係るものに限る。)	〇トン
動物の死体(畜産農業に係るものに限る。)	四、三六七トン
ばいじん(特定の施設において発生するばいじん、集じん施設によって集められたものをいう。以下同じ。)	一一七、九〇二トン

感 染 性 産 業 廃 棄 物	燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず等、鉱さい、がれき類及びばいじんの混合物	一、六六一トン
廃石綿等	燃え殻及びばいじんの混合物	五六六トン
汚泥及び廃油の混合物	燃え殻及びばいじんの混合物	四〇、一七一トン
汚泥及び金属くずの混合物	汚泥及び廃プラスチック類の混合物	九八六トン
汚泥及び廃プラスチック類の混合物	汚泥、廃プラスチック類及び金属くずの混合物	二三一トン
汚泥及びガラスくず等の混合物	汚泥及びガラスくず等の混合物	九、六七八トン
廃プラスチック類及び金属くずの混合物	廃プラスチック類及び金属くずの混合物	七一トン
廃プラスチック類及びガラスくず等の混合物	廃プラスチック類及びガラスくず等の混合物	一四六トン
廃プラスチック類及び木くずの混合物	廃プラスチック類及び木くずの混合物	四二五トン
廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず等の混合物	廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず等の混合物	五五七トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず及び繊維くずの混合物	廃プラスチック類、紙くず、木くず及び繊維くずの混合物	八トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず及びガラスくず等の混合物	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず及びガラスくず等の混合物	二四、八三八トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず及びガラスくず等の混合物	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず及びガラスくず等の混合物	八九トン
金属くず及びガラスくず等の混合物	金属くず及びガラスくず等の混合物	九、五一一トン
廃ポリ塩化ビフェニル等	金属くず及びガラスくず等の混合物	一、一五〇トン
	金属くず及びガラスくず等の混合物	三八トン
	金属くず及びガラスくず等の混合物	一九トン

ポリ塩化ビフェニル汚染物	三五〇トン
合 計	三二六、九二四トン

- 三 協定の締結の件数
六百六十四件
- 四 環境保全協力金の額
二千二百二十三万八千円
- 五 環境保全協力金の使途
県外産業廃棄物等適正処理推進事業費（県外産業廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全を図るために行う事前協議、監視、指導等に要する経費）
不法投棄防止対策事業費（不法投棄防止対策のために行う監視、指導等に要する経費）

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円